

港区告示第四十九号

定款の変更認可

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第三十四条第一項の規定に基づき、マンション京都白金台マンション建替組合の定款の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のように告示します。

令和四年二月十五日

港区長 武井雅昭

記

一 組合の名称

マンション京都白金台マンション建替組合

二 施行マンションの名称及びその敷地の区域

(一) 名称

マンション京都白金台

(二) 敷地の区域

東京都港区白金台三丁目五十一番一、百五十八番三十八

三 施行再建マンションの敷地の区域

東京都港区白金台三丁目五十一番一、百五十八番三十八

四 事業施行期間

令和三年四月二十八日から令和八年六月三十日まで

五 事務所の所在地及び設立認可の年月日

(一) 事務所の所在地

東京都千代田区有楽町一丁目一番三号

(二) 設立認可の年月日

令和三年四月二十八日

六 定款の変更の内容

事務所の所在地を東京都港区白金台三丁目十六番四から東京都千代田区有楽町一丁目一番

三号に変更する

七 定款の変更の認可の年月日

令和四年二月十五日